

ほっと すぺ〜す

No.107
2019・8



今号では

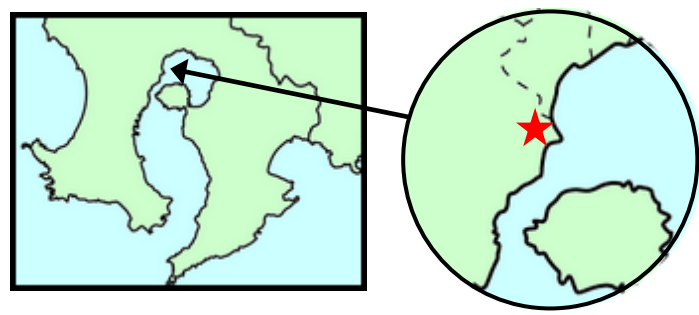
全国手をつなぐ育成会連合会 事業所協議会

- ◆津久井やまゆり園事件から3年
- ◆特定処遇改善加算の事務手続きから感じたこと



【きずな学園の皆さん（お菓子のプレゼントを戴いた時にボランティアさんと）】

全国の事業所から
 (社福) 吾子の里
 きずな学園
 ≪鹿児島県 鹿児島市≫



ほっとすぺーす

No.107 2019年8月発行

今号の目次

- 3

津久井やまゆり園事件から3年
ともに生きる社会の実現は進んでいるか
- 4

津久井やまゆり園の事件から思うこと
(福岡の障がい者支援施設から)
- 5

津久井やまゆり園の事件から思うこと
(東京の障害者支援施設から)
- 6

津久井やまゆり園事件から3年経って
(昨今の社会情勢から)
- 8

全国の事業所から
きずな学園 (鹿児島県 鹿児島市)
- 10
?

ちょっと聞いてよ! 言わせてよ!!
特定処遇改善加算の事務手続きから感じたこと
- 12

地区協議会より
職員研修会「高齢になった利用者の支援について」
(大阪市)
- 13

事務局より
北欧 (スウェーデン・フィンランド) の福祉事情視察ツアー
もうすぐ締め切りです
- 14
かき算

編集後記

おいせ

新潟県 (上越地区) で出張セミナーをします

9月12日にアパリゾート上越妙高で、関東甲信越ブロックの新潟県 (上越地区) で出張セミナーを開催します。セミナーの主な内容は、30年4月から始まった新規事業の新潟県での実施状況や、直面している課題についての意見交換等になります。

次号108号 (9月号) に開催報告を掲載する予定です。



全国事業所協議会より

津久井やまゆり園事件から3年 ～ともに生きる社会の実現は進んでいるか～

3年前の平成28年(2016年)7月26日の未明、神奈川県相模原市にある障害者施設「津久井やまゆり園」で元職員によって入所者19人が殺害され、職員を含む27人が負傷する事件が起きました。

事件から3年、今年も神奈川県などが主催する追悼式が遺族や関係者多数出席の下、相模女子大学グリーンホールで行われました。

一方、当時の建物は解体され、建て替えに向けた工事が進んでいます。仮移転した「芹(せり)が谷(や)園舎」(横浜市港南区)に移った方たちもいます。神奈川県は事件後、施設からグループホーム(GH)へ生活の場を移す「地域移行」を促す方針を立て、対象利用者124人全員の支援に着手しました。「居住の場」を判断する重要な取り組みに、施設職員や家族らは不安もあったようですが、ここにきて支援に光も差しはじめているとの報道もあります。

個人的な話になりますが、私の弟は既に亡くなってしまいましたが、まさにこの事件の場にいたら殺害される側だっただろう、意思表示のできない、施設で暮らす重度の知的障害者でした。やまゆり園で殺害された方の暮らしと弟の暮らしが重なり、事件当夜の状況が容易に想像でき胸が痛くなります。

今回の事件が社会に大きな衝撃を与えたのは、単に犠牲者が多かったからというだけではないと思います。これまで日本社会が直視してこなかった問題が噴出したからでしょう。さまざまな問題を社会に投げかけました。特に、重度の障害のある皆さんに日々接している、障害福祉サービス事業者の立場の私たち。内からも外からも課題が突き付けられています。

共に生きる社会の実現は進んでいるのか。意思の尊重された、多様な生き方が求められる今日、事業者として避けて通れません。悲しみも怒りも超えて、事業者として責任をもって臨みたいと思います。

今回は特集として、全国から3名の寄稿をいただきました。

(事業所協議会運営委員長 松崎 伸一)



津久井やまゆり園の事件から思うこと (福岡の障がい者支援施設から)

3年前の夏、施設の元職員が勤めていた施設の利用者を襲うという痛ましい事件が起き、19名が殺害され26名が重軽傷を負いました。

障がい者施設が襲われたこと、犯人がその施設の元職員という事実は衝撃的なものであり、私にとって、とても受け入れ難いものでした。しかも、容疑者の障がい者に対する偏見・差別的思考は、障がい者差別の根深い問題点をあらためて浮き彫りにしました。

事件後、障がい者団体としていち早く「全国手をつなぐ育成会連合会」の久保会長が声明文を発表し、1年後には全国の会員である家族を対象にしたアンケートを実施しています。アンケートの結果では、事件後、「障がい者を取り巻く環境が悪化したと感じた経験がある」と答えた家族が約7割にも上っていました。具体的な経験として「インターネットなど匿名での誹謗中傷」「利用している施設、職員への不安」等、この事件が私たち関係者に与えた影響の大きさは計り知れません。

私はこの事件が報道された時、犯人が元施設職員という事実が、利用者にとってどのように受け止められるのか、職員としてどのように説明し、安心してもらうのか悩みました。また、匿名の電話やメール等で行われる中傷に対する職員の不安、防犯対策についても「今何ができるのか」を考え、マニュアルの見直しや、職員の防犯に対する意識付けを行いました。地域とのつながりやこれまで進めてきた開かれた施設に対する考えを大事にしながらも、偏った価値観を持った人はどこにでもいるという警戒心は持たなければいけないというジレンマは未だに続いています。

平成28年(事件があった年)4月に障害者差別解消法が施行され、福岡市では平成31年1月に福岡市障がい者差別解消条例が施行されました。その中に事業所としての責務・役割として、差別解消の取組みを積極的に行い、市の施策に協力するよう努めるとあります。また、市民は差別をなくし、共に生きる社会の構築に寄与するよう努める責務・役割があると規定されています。福岡ひまわりの里の基本方針に、「地域との交流を通し、共生社会の実現に向けて、社会参加を推進します。」とあります。共生社会とは、障がいがあるなしにかかわらず、全ての人の尊厳が守られる社会であり、孤立せず地域との関わりの中でこそお互いを理解し合うことができると考えています。そのために、これからも開かれた施設づくりの方向を進めて啓発活動に取り組んでいかなければならないと、あらためて感じています。

また、津久井やまゆり園の建て替え問題でも議論されたように、入所施設のあり方についても問われています。「施設から地域へ」と地域移行支援の取組みが進められる中、入所施設が必要な利用者、支援度が高い利用者が利用できるGH不足、利用者の高齢化への対応等、多くの課題に向き合っていく必要があります。福祉の職場を目指す人材が不足している現状において、GH以外の現実的な選択肢として入所施設もそのひとつと捉えることも必要ではないでしょうか。

今回の事件を教訓として、利用者の意思を尊重し、利用者の望む暮らしの実現を目指した、よりよい福岡ひまわりの里となるよう努力していきたいと思えます。

(障がい者支援施設 福岡ひまわりの里 施設長 石井 美紀)

津久井やまゆり園の事件から思うこと (東京の障害者支援施設から)

あの日、私は、流れてくる報道があまりに衝撃的過ぎてほとんど理解することができませんでした。そして、この事件の悲しみは、今もやまゆり園に関わるすべての方に取り返しのつかない傷を残し続けています。

また、その後も植松容疑者の歪んだ考えが多くの人達の心をかきむしり、人が存在することの意味や誰の中にもある差別感など多くの議論を呼んでいます。

いずれにしても、やまゆり園そのものの再建を含めて何かが解決したわけでもなく現在に至っている気がします。

今回この原稿の依頼を受けて何を書けばいいのか悩みましたが、自分自身の「あれから」について書いてみたいと思います。

事件が起こった平成28年の夏、私たちは小平駅近くに構えた事務所で翌年5月オープンを目指して障害者支援施設「清瀬育成園 ひだまりの里きよせ」(入所施設、以下、ひだまりの里きよせ)の開設準備を進めていました。利用予定者は、児童施設からの移行先が決まらなかった重度の知的障害や行動面での課題がある方々です。言語でのコミュニケーションが可能な方はほとんどいません。やまゆり園にも同じような方々が多く生活されていたようなので、まったく他人事とは思いませんでした。

安心して生活する場所を求める多くの対象者がいることから入所施設の整備も必要だろうと理解して引き受けた仕事ではありましたが、この事件をきっかけに「私たちの進めている準備は本当に正しいのだろうか？」根本的な命題が頭の中に渦巻くことになりました。

自分が希望して「ひだまりの里きよせ」へ引っ越してくる方はほとんどいません。しかし、幼いころから入所施設で暮らしていて、地域での社会経験も少なく、関わる人も限定的になっていました。このような状況に加えて、知的な理解度もそれぞれに限界があり、本人の意思をくみ取るとは誰にとっても難しかったと思います。意思決定支援についてもっとやれることがあるかもしれない。しかし、翌春に開所を迎えるこの機に及んで利用者に安心して生活する場所を保障しない理由にはなりません。自分たちにできることは何か。過去に遡ることはできませんが、これからのことをもっと深く考えて行こうと自分の中にあった渦巻く思いになんとか区切りをつけました。

あれから3年目の夏。日々の支援では、行動が激しかったり、繊細な体調のコントロールが必要だったり目の前の支援に手いっぱいであることは否めませんが、目指すところは、地域に5人の「顔見知り」がいる。そんなつながりのあり方。居場所や役割がある。一人ひとりがコミュニティーの中で暮らし続けることです。

津久井やまゆり園の出来事から、改めて考え続ける大きなきっかけを与えられました。これからも顔が見える関わりを大切に日々の営みを積み重ねて行きたいと思っています。

(清瀬育成園 ひだまりの里きよせ 施設長 仁田坂 和夫)

津久井やまゆり園事件から3年経って (昨今の社会情勢から)

今年は、日本が「障害者の権利に関する条約」を批准して締結から6年目になりました。通称「差別解消法」の施行から4年目です。

「差別解消法」が施行されてすぐ津久井やまゆり園事件が起きました。障がい者が19人も殺されるという悲惨な事件であったにもかかわらず氏名は公表されませんでした。「障がい者は生きる価値がない」という人間の尊厳を否定する考えはどのような理屈をもって肯定されるものではありません。

津久井やまゆり園事件後も障がい者を巡っての事件が相次ぎ起きました。2017年12月の大阪府寝屋川市で起きた33歳の長女監禁事件。両親は1日1回の食事しか与えず、二重扉で外側から施錠をし、凍死して発見された時の体重が19kgだったそうです。2018年4月には兵庫県三田市で監禁事件が発覚しました。父親により42歳の長男が一畳ほどのプレハブの檻に20年以上入れられていた事件でした。

事件の本質を探ってみると、全ての事件に横たわっているのが、障がい者に対する根強い偏見や差別です。そして障がい者に対する差別や偏見という重荷は、障がい者本人だけでなく、親や兄弟も苦しみ巻き込んでいるのです。その端的な例が今年6月28日にありましたハンセン病患者の隔離政策により家族も差別などの被害を受けたとして、元患者の家族が国に謝罪と損害賠償を求めた訴訟の判決でした。

その内容は、「隔離政策によって恐ろしい伝染病という疾病観が国民に植え付けられ、患者の家族に対する排除意識が形成された」と指摘し、家族に及ぼした影響は重大で「国は偏見差別を除去する義務を家族との関係でも負わなければならない」と述べています。この判決の素晴らしさは、ハンセン病患者の隔離政策の被害者は元患者だけではなく、家族にも「個人の尊厳に関わる人生被害」として「回復困難な不利益が生じた」と言及している事です。

津久井やまゆり園事件の植松容疑者は未だに自分の正当性を主張しています。精神的に病んでいるのでなければ、彼の人生で長い間すり込まれてきた障がい者に対する偏見意識や差別意識が醸成された結果だと思うのです。

旧優生保護法下で強制的に不妊手術された障がい者の訴えに、裁判所は「憲法違反ではあるけれども訴えの期限は過ぎているので国は損害賠償しなくて良い」という判決を出しました。被害者への救済法では補償金が一律320万円でした。「個人の尊厳に関わる人生被害」と考え「回復困難な不利益が生じた」と判断するなら320万円という金額は安すぎます。一般的に交通事故等で生殖能力を失った場合1000万円以上の賠償が支払われているのが今の社会なのです。「障がい者だから」とは思いたくありません。しかし現実には「障がい者だから」という結果になっています。

私たちが津久井やまゆり園事件から学ぶべきものは、日本の中にある依然として根深い差別意識や偏見は、障がい当事者の日常生活から生まれているのではないかと言うことです。

それは、経済効率を優先し、障がい者を厄介者として扱う仕組みや、障がい者の命を安く値踏みする仕組みが社会的に数多く存在している事が、差別や偏見を生み出し

全国の事業所から

きずな学園〔社会福祉法人吾子の里〕

(鹿児島県 鹿児島市)

きずな学園は、昭和59年(1984年)に「寺子屋式養護大学きずな学園」としてスタートしました。

設立当時は無認可の小規模作業所で、当初は国からの補助金もありませんでした。補助金は、その後に育成会が全国的な運動を展開して少しずつ増えていきましたが、今と比べると雲泥の差で経済的には苦しかったけれど、とても自由で、楽しい時代だったと今、痛切に感じています。

当時17才だった知的障害のある兄のために、両親が高等部を出た後の「障害者の生涯学習」の保障をと考えて、きずな学園を35年前につくりました。奇をてらった訳ではなく、必死の親心だったと思います。

生涯学習の場として3人の生徒と2人の先生から始まった「大学」は、10年間開校しましたが、いつまでも「学校ごっこ」ではないと、「就労の場」の模索を始め、近隣に小規模作業所「きずな塾」(現：就労継続支援B型・生活介護 きずな塾)を平成6年(1994年)に設立しました。しかし、当時の兄には「就労」は荷が重く、仕事を中心のきずな塾での生活が合いませんでした。

ちょうどその前後となる平成5年(1993年)には行政の勧めもあって、運営主体を社会福祉法人化することができました。また、平成6年(1994年)には小規模作業所も場所を移し、桜島が見える高台で「通所更生施設きずな学園」として再スタートをし、現在は生活介護事業所として事業実施をしています。



【きずな学園 外観】



【グランドゴルフ大会を毎年開催】

きずな学園では、開設当初より「学ぶこと」「遊ぶこと」「働くこと」のバランスのとれた活動をと、たくさんの行事やボランティアの学生さんによるレクリエーションに力を入れました。一日一日を充実させること、人生を豊かにすること。笑顔で、わくわくドキドキすることがたくさんある生活。ご家族の協力も「きずな」エナジーの源です。現在でも、ほとんどの行事には親子で参加し、家庭で語り合うことのできる思い出づくりをしています。

年号が変わっての最初の日、令和元年5月1日には、念願の重度高齢化対応の24時間支援型「グループホームこう」が近隣の方々の暖かい後押しをいただき開設しました。名前の“こう”とは、ネーミングの際に、“光”や“好”といった字をイメージし、家族にとって光明になればという思い、利用者が好きな場所になればという思いを込めてつけました。



【グループホームこう 外観】

きずな学園の開園から35年たった今、兄も52才になり、親亡き後、また本人の人生の締めくくりに向けて、穏やかに実践中です。

これからも、利用者を中心に、家族と職員と地域の皆さまと共に、「きずなイズム」を大切に、「凜とやさしく美しく」生きていきたいと願っています。



【利用者さんが手作業で焼いています】



【1番人気の「きずなのサブレ」】



【色々取り揃えています】

当法人で事業実施をしている就労継続支援B型・生活介護 きずな塾 では、日中活動として焼き菓子の製造・販売をしています。事業所の近隣にお住まいの方をはじめ、地元のファミリーマート（ナンニチリテール系列の店舗）にも卸しており、多くの皆さんにお買い求めいただいています。全国への発送も行っていますので、是非「NPO法人 かがしま手をつなぐ親の会」のホームページをご覧ください。

<https://npoteotsunagu.net/kizuna-products/>

(社会福祉法人吾子の里 きずな学園 管理者 十島 真理)

ちょっと聞いてよ！ 言わせてよ！！



今回は

特定処遇改善加算の

事務手続きから感じたこと



事業所の収入と用途制限について誰か教えてください。

「自立支援給付」「報酬」「法定代理受領」等々、この業界に関わるようになって約10年、未だに制度の仕組みと言葉の意味が絡み合い、理解と???を繰り返す毎日です。

特に我々サービス事業者の運営資金の中核となる給付費は非常に複雑です。

給付はあくまで利用者本人になされるものであり（総合支援法 第29条1項）、障害福祉サービス事業所は利用者本人からサービス料金を受け取るのが、この制度の仕組みです。そのサービス料金の公定価格が算定基準として示されています（平成十八年 厚生労働省告示第五百二十三号）。

この制度は現物給付であり、指定サービスに限り、その利用に要した費用を市町村が利用者本人へ事後償還払いするというものです。

要するに障害福祉サービス事業所から見た債務者はあくまで利用者本人であり、市町村ではありません。代理受領が主流ですが、利用者本人がどんな収入から支払っていたとしても障害福祉サービス事業所には問題ではありません。

こうして得た資金が障害福祉サービス事業の中核的な財源となり、その運営に投下する限り、用途については、（当たり前ですが）原則制限が設けられていません（障発第0330003号 第2の2資金の運用について）。

しかし、処遇改善加算と特定処遇改善加算については、基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号）の中に職員待遇を設け、経費支出に制限を設けています。

これがどうにも腑に落ちません。

なので、自分が日常生活でよく利用する「〇〇家」に置き換えて考えてみます。

何日も食べてなくて空腹で倒れそうなのですが、先日仕事を辞めてお金がないので、ワラにも上がる思いで先輩にSOSを出しました。

すると、さすが先輩「馴染みの〇〇家で牛丼並盛と卵なら奢ってやる」との力強いお言葉。

早速、指定された〇〇家に向かい、牛丼並盛と卵を注文。

久しぶりの食事を堪能しました。

先輩からも別途〇〇家へ連絡があったようで、代金は後から先輩から貰うからと言われ、注文内容を確認しサインして店を後にしました。

まず、登場人物などを強引に障害福祉制度に置き換えてみます。

- ①私・・・・・・・・サービス利用者
- ②先輩・・・・・・・・市町村行政
- ③〇〇家・・・・・・・・指定サービス事業者
- ④牛井並盛・・・・・・・・指定サービス（基礎単価）
- ⑤卵・・・・・・・・指定サービス（処遇改善加算）

次に、各プロセスを制度利用の流れに置き換えてみます。

- ①先輩が〇〇家の牛井並盛と卵の費用負担を確約・・・・・・・・受給者証交付
- ②私が〇〇家で食事（牛井並盛と卵）・・・・・・・・指定サービス利用
- ③〇〇家が先輩へ代金請求・・・・・・・・サービス利用料の請求（代理請求）
- ④先輩が代金を支払・・・・・・・・サービス利用料の給付（代理支払）

これだけだと一見、何の問題もありません。

しかし、これで終わりではありません。

何故かは分かりませんが、〇〇家はオーナーでもない先輩に頭が上がりません。

先輩が代金を支払う条件として「卵の売上で得た資金は卵の仕入にのみ使いなさい」とか、「卵の収支を報告しなさい」と突き付けました。

〇〇家は売上を回収するため、渋々言われたとおりにしました。

ちなみに、商品の値段設定も先輩の言うとおりにしなければならないそうです。

これは次のようになるかと思えます。

- ①卵の売上 → 処遇改善加算の算定取得
- ②卵を仕入 → 処遇改善加算の支給
- ③卵の収支報告 → 処遇改善加算の実績報告

やっぱりどう考えても納得いきません。

委託・補助・助成事業と違い、市町村と我々の間には何の契約関係も存在しないのに、指定事業者制度ではこのようなところまで制限をかけられるものなのでしょうか？

法律や制度に詳しい方、誰か教えてください。

(静岡県作業所連合会・わ 事務局長 遠藤 洋輔)

当コーナーへの投稿は、事業所協議会事務局まで。

送付先: zennoku-ikusei-zigyousyo-news@outlook.jp

制度に対する提言や現場での取り組みについての投稿もお待ちしています。



大阪市手をつなぐ育成会 事業所協議会 職員研修会 「高齢になった利用者の支援について」を開催しました

8月2日（金）に大阪市社会福祉センターで、令和となって記念すべき1回目の事業所協議会職員研修会が8月2日に行われました。

今回は大阪市西部地域障がい者就業・生活支援センターの藤原 勇治 氏より、「高齢になった利用者の支援について」の研修でした。

前半は藤原氏がこれまでに関わられてきた7名の方の事例紹介があり、後半はグループワークで他事業所の方々との意見交換をしました。その中では現場で実際に取り組んでいる支援について学び合うことができ、大変貴重で且つ有意義な研修でした。

近年、日本では「高齢化」が問題となっていますが、それは障がいのある方々そして私たちにも必ず当てはまることです。しかしながら、いざ老化や未来の自分への対策について聞かれると言葉に詰まる私がありました。自分にも当てはまる事でも具体的な想像ができず「まだ先の事」と、後回しにしてしまっている方も多いのではないのでしょうか。

先程述べた通り「高齢化」の問題は、障がいのある方々も例外ではありません。そして私たちよりはるかに越えなければならぬ壁が多いのです。地域生活においても、家族介護者の要介護による負担の増大、高齢化に対応した設備の不足、経済的負担の増大、介護保険と障害福祉サービスの質の違いによる移行のしにくさなど、多くの課題が存在します。そのような現状の中で我々支援員はどう変わるべきかを今回の研修で改めて考えることができました。



【研修会の様子】

「まだ先の事」と考えるのではなく、「今から出来る事」として考えて、支援員一人ひとりが個々の特性やニーズを忘れずに老化に対する知識を深め、それに基づいた支援を行うべきだと感じました。

また、医療施設や特別養護老人施設等を利用される可能性があることを考慮しながら、その時に慌てることなくスムーズに対応できるよう制度や各地域の情報を再確認し、いつでもご家族様へ情報提供ができるように準備しておくことが支援員のあるべき姿であると考えます。

何より日常生活から一人ひとりにあった老化予防に努めることと、障がいのある方が自ら体調不良等を伝えられるよう、日々支援していくことが大切なのではないでしょうか。

(生活介護 西作業所 井出 はるか)



北欧（スウェーデン・フィンランド）の福祉事情視察ツアーもうすぐ締め切りです

5月末に各事業所宛へご案内をしておりますとおり、全国事業所協議会では11月13日（水）から21日（木）までの9日間の日程で、北欧（スウェーデン・フィンランド）の福祉事情視察ツアーを予定しています。

参加申込が9月6日（金）に迫ってきています。全国手をつなぐ育成会連合会の広報誌『手をつなぐ』8月号でもご案内を掲載したことから、全国各地よりお問い合わせも増えてきています。

もし、ご参加をご検討いただいている場合は、早めにお申し込みをお願い致します。

「案内がどこかにいってしまった」等という場合がありますら、全国事業所協議会の事務局（電話：019-613-7200）の担当（石川・松崎）までご連絡をお願いいたします。

（事業所協議会運営委員長 松崎 伸一）

全国手をつなぐ育成会連合会 事業所協議会
北欧福祉事情視察
～スウェーデン・フィンランド～

2019年11月13日（水）～11月21日（木） [9日間]
＜参加者募集案内＞

＜ 企 画 ＞ 全国手をつなぐ育成会連合会 事業所協議会
＜ 旅行企画・実施 ＞ 日通旅行株式会社 団体営業部 営業第一課
(観光庁長官登録旅行業第1937号)

知的障害児者・自閉症児者のための
2019年度版

生活サポート総合補償制度

普通傷害保険(知的障害者等福祉)■介護保険特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット)

2019年 おすすめプランの主な特長

(補償プランB掛金23,000円の場合)

- 1 病気・ケガの入院給付金が1泊2日以上入院から補償
- 2 高額賠償事故に備え、個人賠償を最高3億円まで補償
- 3 ケガの場合の補償が入院保険金が5,000円、通院保険金が3,000円

被保険者 (補償の対象者)	補償期間 (保険のご契約期間)	掛金
知的障害児者または自閉症児者のご加入できます。	2019年4月1日から 1年間	入院2日目から補償プランB 掛金… 23,000円 (保険料19,810円) 入院4日目から補償プランA 掛金… 17,000円 (保険料14,810円)

詳細は担当代理店・振替または引受保険会社にお問い合わせください。また、ご契約に際しましては、事前に重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずお読みください。引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。

保険のお問合せはこちら

■ 担当代理店・振替
株式会社 ジェイアイシー
〒160-0023 東京都新宿区西新宿3-2-11
新宿三井ビル2号館 2F
TEL: 03-5321-3373
FAX: 03-5321-4774
受付時間: 午前9時～午後5時
(土・日・祝日、年末年始を除く)

ご加入のお問合せはこちら

■ 引受保険会社
AIG損害保険株式会社
<https://www.aig.co.jp/sorpo>
東京第二プロチャネル営業部
〒163-0814 東京都新宿区西新宿2-4-1
新館NSビル14階
TEL: 03-6894-9110
受付時間: 午前9時～午後5時(土・日・祝日、年末年始を除く)

2018年11月現在の内容です。(ID-003490 2019.11)

編集後記

10月から「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が始まりますね。その計画書の最初の提出が8月末とあって各事業所ではどのように対応されるのでしょうか？

北海道の会員事業所では10月の加算取得に向けて動いているという事業所は、ほとんど無いようで、運用に柔軟性はあるものの、やはり全体職員のバランスや法人の持ち出し分など鑑み、慎重に動向をみて、年度内は静観しようといったところが多いようです。

一方で、周囲の法人が積極的に取得して、自法人が加算取得しないとなれば、法人間での賃金格差が生じ、人材の流出や新規採用にも影響することも心配されます。地域や事業規模にもよって対応は違うのかもしれませんが。

道内の会員事業所からは「加算では不安だ」「基本報酬の底上げが理想だった」「基本報酬に組み入れてもらえば多少額が下がってもいい。処遇加算については現行のものでも十分ではないか。」「育成会で頑張るって声を上げてほしい。」という声が聞かれています。

今後どのように運用されていくのか注目していく必要がありますね。

(北海道ブロック 門内 勇治)



【編集人】全国手をつなぐ育成会連合会事業所協議会
事業所協議会ニュース
【発行人】関西障害者定期刊行物協会
543-0015 大阪市天王寺区真田山町2-2
東興ビル4F TEL/FAX 06 (6763) 3338

2019年8月発行(通巻107号)
全国手をつなぐ育成会連合会事業所協議会
滋賀県大津市京町4-3-28 厚生会館内
(事務局連絡先)
岩手県盛岡市下飯岡15 地割77-3
TEL 019 (613) 7200 定価100円



代表の大沢は、障がい者支援施設「止揚学園」(滋賀県)に関わって40年です。

福祉は、会計の世界を伴走型で歩かせていただいています。

今、時代はクラウド

ホップ・ステップ・ジャンプで支援です。(ホップは小規模作業所)

ホップの段階でのご予算は、会計指導付き会計ソフトレンタルで、月額1万円(税抜)からですが、ご相談に応じています。

お客様の大半は、NPO法人・社団法人・社会福祉法人です。

今日も、ありがとうと言っただけの仕事をします。

株式会社 大沢会計&人事コンサルタンツ

〒020-0137 岩手県盛岡市天昌寺町7-25

(秋田街道：盛岡駅からタクシーで千円弱、盛岡インターからは5分)

TEL 019-643-3838 FAX 019-643-3837

ホームページは、「大沢会計」 e-mail osawakaikai@tkcnf.or.jp

併設：大沢英夫税理士・行政書士事務所
大沢諄子特定社会保険労務士事務所